

寺田西校区社会福祉協議会への対応（状況報告） 及び 再発防止策について

令和6年6月20日

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会

標記の件につきましては、令和元年度分から寺田西校区社会福祉協議会(以下「寺田西校区社協」という。)の決算報告が完了していないことから、寺田西校区社協（本城隆志会長）に対し検査を行い(4月22日付 報告文書参照)、補助金交付決定取消並びに返還命令を行いました。

返還期限の令和6年5月31日付で寺田西校区社協より、本会指定の金融機関口座へ所定返還金の振込がありましたので、ご報告いたします。

本件においては、市民並びに関係者の皆様からの疑念や、地域福祉活動に対する信用の失墜につながる件であり、ご迷惑とご心配をおかけしていることに深くお詫び申し上げます。

地域福祉活動の推進を担う組織として、信頼回復のため引き続き、毅然かつ適切に対処してまいります。

記

1. 経過報告(抜粋)

- ・12/8(金) 寺田西校区社協幹事会へ本会職員出席(実態説明と決算報告再々依頼)
⇒会長から1月末までの報告を約束されるも提出なし。
- ・2/27(火) 本会関係の弁護士事務所へ相談
- ・3/8(金) 京都新聞山城版に記事掲載。本会三役会にて報告及び協議
- ・3/11(月) 寺田西校区社協会長宛に、令和元年度から令和4年度に市社協から交付した助成金の使途を証明できる領収書等証憑を3/29(金)までに提出を求める通知文書を発送
⇒(3/15付配達証明)
- ・3/14(木) 校区社協会長会議にて状況報告(寺田西を除く9校区社協会長出席)
- ・3/19(火) 本会理事会にて状況報告
- ・3/23(土) 本会主催の校区社協役員対象研修会にて状況報告
- ・3/26(火) 本会評議員会にて状況報告
- ・3/29(金) 寺田西校区社協会長来局。関係書類の一部を本会事務局へ提出(不足・不備多数)
⇒4/2(火)を最終期限とし不足分の提出を求める。
- ・4/2(火) 書類提出最終期限(一部提出も不足・不備多数)となり、本会より寺田西校区社協役員へ直接請求並びに聴取を行うことを通告
- ・4/3(水) 検査開始。寺田西校区社協会計担当幹事と面会、保管分の証憑等写し書類を本会で預かり、会計処理の実態を聴取。同日当該校区社協副会長へも状況について説明
⇒4/12(金)予定の寺田西校区社協幹事会へ市社協の出席意向を通知
- ・4/5(金) 本会三役会にて検査の進捗を報告
⇒4/16(火)臨時の理事会開催を決定(検査結果報告・今後の対応協議のため)
- ・4/12(金) 寺田西校区社協幹事会へ本会職員4名出席。検査結果を本会作成の過年度会計状況及び出納帳にて公表。使途不明額として約363万円がある旨伝えるとともに、寺

田西校区社協として要返還額の確認と了承求める。補助金等交付規程第 12 条に基づき返還請求を行う旨を説明(4/16 本会理事会にて正式決定後文書通知、返還期限 1 カ月)

- ・ 4/16(火) 本会理事会にて検査結果報告。返還請求(金額：3,633,148 円)について決議
- ・ 4/19(金) 寺田西校区社協会長宛に返還請求通知文書発送⇒(4/22 付配達証明)
※ただし、5/24(金)までに自己作成の領収書のうち、支払先から正規の領収書を徴収し提出した場合減額もありうる。
- ・ // 会計検査に使用した寺田西校区社協の預かり書類一式を返却発送(ゆうパック)
- ・ 4/22(月) 検査結果対応についてホームページ上で公開。本会役員・評議員へ文書報告
- ・ 4/25(木)、5/1(水) 城陽市から本会に対し補助金等執行に関する検査を受ける
- ・ 5/22(水) 城陽市から本会に対し補助金に関する取消及び返還の通知書を受理
- ・ 5/24(金) 寺田西校区社協会長より証憑の一部再提出あり。本会にて再精査
- ・ 5/27(月) 最終返還請求額を確定(金額：2,869,519 円)。寺田西校区社協会長へ口頭及び文書通知(手渡し済)
- ・ 5/28(火) 本会理事会にて対応報告
- ・ // 城陽市から本会に対し補助金執行に関する追加検査を受ける。
- ・ // 城陽市から本会に対し補助金に関する取消及び返還の通知書を受理。本会から城陽市へ返還すべき金額は、1,947,274 円(敬老会：1,231,251 円、地域福祉：716,023 円)と確定
- ・ 5/30(木) 寺田西校区社協会長本城隆志氏及び城陽市議会議員本城隆志氏名義で本会会長宛に「通告書」が内容証明郵便にて届く。(市社協の処分に異議があるため返還は第三者弁済として行う旨)
- ・ 5/31(金) 返還期限
// 午前 9 時 30 分頃、本会指定口座への返還金額 2,869,519 円の入金を確認(※R5 敬老会補助金返還額 84,189 円含み、合計 2,953,708 円)
- ・ 6/3(月) 城陽市から本会へ返還請求のあった額(1,947,274 円)を納入
- ・ 6/7(金) 京都府共同募金会へ本会算出の返還額(432,203 円)を納入
- ・ // 寺田西校区社協会長宛に社会福祉協議会の信頼回復のための説明文書の提出要請を文書にて郵送(簡易書留、提出期限 6/28(金))
- ・ 6/13(木) 上記説明文書の提出要請に対し、本城隆志氏代理人弁護士より「回答書」が内容証明郵便にて届く。(本会の対応は違法無効との主張、訴訟提起するまで回答留保)
- ・ 6/14(金) 寺田西校区社協幹事会へ出席。各返金等の状況を報告、再発防止に向けた取り組み、寺田西校区社協組織再生及び活動継続に向けた協議を開始
- ・ 6/17(月) 寺田西校区社協会計担当幹事より報告あり。当該校区社協会計通帳へ平成 30 年度決算承認時点での繰越金計上額 705,198 円が振込入金(6/1、6/3)
- ・ 6/18(火) 本会評議員会にてこれまでの経過と対応を報告
- ・ 6/20(木) 本会としての再発防止策を公表
- ・ 7/1(月)※予定 本会事業における法律相談体制整備のため、弁護士法人と顧問契約締結

2. 今後の情報公表

- ・ ホームページ掲載(検査結果と対応、状況報告、再発防止策)
- ・ 社協だより掲載予定・・・令和 6 年夏号(148 号、7 月)

寺田西校区社協の問題を受けて市社協としての再発防止策について

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会

今回の寺田西校区社協における不適切な会計処理問題には下記の背景が考えられることから、市社協として再発防止策を定め、市民の信頼回復に努めていくこととします。

【問題の背景】

- ①平成7年度に市社協の末端組織としての「市社協支部」から自主性をもった独立組織である「校区社協」へ改編した経過があるが、社会的常識を逸脱した自主性・独立性により運営されることまでは市社協として想定していなかった。
- ②会計処理が一人だけで行われており組織共有・確認がなされていなかった。
- ③校区社協会長以外の役員に市社協からの情報や他の校区社協の状況が伝わっていなかった。

【市社協としての再発防止策】

1. 校区社協が公共的組織として最低限守るべきルールの明確化

「校区社協認定基準に関する規程（R6.4.1 施行：〈別紙〉参照）」により、市社協が校区社協と認定するための最低限の基準を明確にし、万一基準に反する場合は校区社協として認定しない（助成金交付等の対象外）こととする。

《決算に関しては下記を義務化》

- ・総会の年度1回以上の開催（事業計画・予算、事業報告・決算の承認）
- ・総会を経た上で年度終了後3ヶ月以内（6月末まで）に事業報告・決算の市社協への提出

2. 補助元として適正な会計処理が行われていることを証明するための確認

各校区社協の事業報告・決算の市社協への提出後、市社協職員により決算書類（帳簿・領収書・通帳等）の状況を確認する。

※各校区社協の会計はそれぞれの会計監査により監査されているが、市社協では会計処理の流れや証憑の保管状況等を確認。工夫された良い方法等があれば他校区へも参考として紹介していく。

3. 他校区社協役員・市社協職員との情報共有機会の積極的設定

校区社協役員同士の交流・研修会の充実（他校区等の情報共有に基づく校区内議論の活性化）を図るとともに、校区社協の会議・事業への市社協職員の参加を促進する。

※校区社協会長は毎月の会長会議で交流があるが、会長以外の校区社協役員は他校区役員や市社協職員との交流機会が限られているため、交流・情報交換及び提供の機会を市社協として積極的に設ける。

4. 弁護士との顧問契約の締結

市社協あるいは各校区社協役員等から組織運営や法令遵守等について、いつでも気軽に迅速に法律相談ができ、不適正な運営・会計処理が起きにくい体制づくりを行う。

社会福祉法人城陽市社会福祉協議会
校区社会福祉協議会の認定基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城陽市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と共に城陽市内の地域福祉を推進するために、小学校区ごとに組織される校区社会福祉協議会（以下「校区社協」という。）の認定基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の要件)

第2条 市社協は第3条から第8条のすべてを満たす団体を校区社協として認定する。ただし、1小学校区に1つを超えて認定することはできない。

(活動範囲)

第3条 校区社協の活動範囲は、主として城陽市内の小学校区とする。

(組織構成)

第4条 校区社協の組織構成は、当該小学校区内の様々な団体・個人の参画が得られるように努め、校区内自治会の過半数及び地区民生児童委員協議会の参画は必須とする。

(役員等)

第5条 会長・副会長・会計及び監査は必置とし、必要に応じてその他の役員を置き、役員会は定期的に開催するものとする。また、事業に応じて部会・委員会を置くことができる。

(総会)

第6条 総会は毎年度1回以上開催し、事業計画・予算及び事業報告・決算の承認を得た上で、事業報告・決算については毎会計年度終了後3ヵ月以内（6月末日まで）に市社協へ提出するものとする。

(事業)

第7条 校区社協は次の事業を行うものとする。

- (1) 当該校区内の地域福祉を推進するための事業等の企画実施
- (2) 市社協の各事業（会員募集を含む）への協力
- (3) 共同募金運動（歳末たすけあいを含む）、赤十字事業への協力
- (4) 市社協が開催する校区社協会長会議への出席及び市社協の役員・委員会等委員の選出への協力

(会則)

第8条 上記第3条から第7条の各事項をはじめ校区社協の運営に必要な事項を明記した会則を制定し、会則は総会の承認を得て制定・改正するものとする。

(市社協の責務)

第9条 市社協は、認定した校区社協の運営及び活動に対して、助成金の交付及び必要な支援を行うものとする。

(認定の可否)

第10条 校区社協の認定の可否は、理事会の承認を得て決定するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は市社協会長が定める。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。